【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成２４年２月２９日
【計算期間】	第１１特定期間（自 平成２３年６月１６日 至 平成２３年１２月１５日）
【ファンド名】	インカムスターファンド・ハイパー６
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	諏訪部 広
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2842
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 目的

当ファンドは、日経平均株価オプションを内包し、日経平均株価の水準により利息および償還価格が変動する性質を有するユーロ円債（以下「株価指数参照債」といいます。）を主要投資対象とします。信託期間中の定期的な収益分配を目指しつつ、一定条件のもとに元本を確保することを目標に運用を行います。

② 基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	インデックス型 特殊型 （条件付運用型）

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

投資対象地域による区分

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類

特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 ＊ クレジット属性 （　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他 （　）
不動産投信 その他資産 （　） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型			

＊投資収益は実質的に日経平均株価の水準に応じて決まりますが、組入れている資産そのものは債券です。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

債券　その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

決算頻度による属性区分

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

特殊型

条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

※上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

③ 信託金限度額

220億円を限度とします。

④ ファンドの特色

《１》信託期間は約７年です。（ただし、繰上償還する場合があります。）

《２》原則として年４回、収益を分配します。(３月・６月・９月・12月の決算日)

★１年目(2006年12月～2007年９月)

１万口当たり合計1,080円(270円×４回(課税前))の分配を目指します。

信託設定後 約１年間(約３ヵ月毎)※1	収益分配金(１万口当たり/課税前)

日経平均株価終値の水準にかかわらず	270円(270円×４回＝1,080円)

※1 第１回目の収益分配は設定日から93日後の2006年12月15日になります。

★★２年目以降(2007年12月以降)

参照日※2の日経平均株価終値の水準に応じて分配額が決まります。

参照日の日経平均株価終値の水準	収益分配金(１万口当たり/課税前)
スタート株価の100%※3以上の場合	125円(年率 約5.00%)
スタート株価の100%※3未満の場合	18円(年率 約0.72%)

※2 参照日とは日経平均株価終値を参照して収益分配額および繰上償還の可否を決定する日で、2007年９月の決算日以降、３月、６月、９月および12月の各決算日から起算して、各々の８営業日前の日のことをいいます。

※3 スタート株価とは、原則として2006年９月13日、2006年９月14日、2006年９月15日の３営業日における日経平均株価終値の平均値のことをいいます。また、スタート株価およびスタート株価の100%の値は、小数点以下第３位を四捨五入して算出します。

《３》一定の条件で元本を確保して繰上償還します。(元本には、お申込手数料等は含みません。)

2007年９月の決算日から、2013年６月の決算日までは、毎年３月・６月・９月・12月の決算日に応当する参照日の日経平均株価終値が、スタート株価の120%※4以上の場合は、当該決算日に繰上償還します。その場合、１万口当たり10,000円＋収益分配金相当額（課税前）を確保することを目指します。

決算日	参照日の日経平均株価終値の水準	繰上償還日の償還価額 (１万口当たり/課税前)
★ 2007年９月	スタート株価の120%以上の場合 繰上償還します。	10,000円＋収益分配相当額※5(約270円)
★★2007年12月以降		10,000円＋収益分配相当額※5(約125円)

※4 スタート株価の120%の値は、小数点以下第３位を四捨五入して算出します。

※5 収益分配金相当額は、原則として、2007年９月の決算日に繰上償還となった場合には、270円（１万口当たり/課税前）、2007年12月の決算日以降に繰上償還となった場合には、125円（１万口当たり/課税前）となります。ただし、ファンドの状況によっては確保される金額が270円または125円（同上）を上回る場合があります。

● 目指す収益分配金と繰上償還の参照スケジュール ●

収益分配を行う決算日	参照日	繰上償還の有無	収益分配（1万口当り／課税前）
（2006年09月13日）			
2006年12月15日	－	繰上償還はしません	270円
2007年03月15日	－	繰上償還はしません	270円
2007年06月15日	－	繰上償還はしません	270円
2007年09月18日	2007年09月06日	参照日の日経平均株価終値の水準がスタート株価の120%以上の場合は、1万口当たり10,000円＋270円（収益分配金相当額）を確保して、繰上償還	270円
2007年12月17日	2007年12月06日	参照日の日経平均株価終値の水準がスタート株価の120%以上の場合は、1万口当たり10,000円＋125円（収益分配金相当額）を確保して、繰上償還	参照日の日経平均株価終値がスタート株価の100%以上の場合125円、100%未満の場合18円
2008年03月17日	2008年03月06日		
2008年06月16日	2008年06月05日		
2008年09月16日	2008年09月04日		
2008年12月15日	2008年12月04日		
2009年03月16日	2009年03月05日		
2009年06月15日	2009年06月04日		
2009年09月15日	2009年09月04日		
2009年12月15日	2009年12月04日		
2010年03月15日	2010年03月04日		
2010年06月15日	2010年06月04日		
2010年09月15日	2010年09月06日		
2010年12月15日	2010年12月06日		
2011年03月15日	2011年03月04日		
2011年06月15日	2011年06月06日		
2011年09月15日	2011年09月06日		
2011年12月15日	2011年12月06日		
2012年03月15日	2012年03月06日		
2012年06月15日	2012年06月06日		
2012年09月18日	2012年09月06日		
2012年12月17日	2012年12月06日		
2013年03月15日	2013年03月06日		
2013年06月17日	2013年06月06日		
（2013年9月17日）	2013年09月05日		

（注）上記スケジュールは、2008年2月29日現在のカレンダーをもとに作成されており、将来、金融機関の営業日に変更があった場合は、変更されることがあります。

上記の目標とする収益分配額および償還価額は、関連する法令、税制（消費税等を含みます。）および会計基準等（2006年７月末現在）に基づいて計算していますので、将来、それらが変更された場合、その目標額を達成できない場合があります。

《４》株価観測期間の日経平均株価※6の推移とゴール株価※7の水準により、満期償還日の償還価額の目標が決まります。（元本には、お申込手数料等は含みません。）

株価観測期間の日経平均株価※6の水準が一度もスタート株価の80%以下にならなかった場合、元本＋収益分配金相当額（課税前）を確保することを目指します。満期償還日における償還価額の目標は以下の通りです。

株価観測期間の日経平均株価※6の水準		ゴール株価※7の水準	満期償還日の償還価額（1万口当り/課税前）	元本の状態
Ⓐ	一度もスタート株価の80%※8以下にならなかった場合	スタート株価の100%以上の場合	10,000円 ＋ 収益分配金相当額（約125円）	元本確保
		スタート株価の100%未満の場合	10,000円 ＋ 収益分配金相当額（約18円）	
Ⓑ	一度でもスタート株価の80%※8以下になった場合	スタート株価の100%以上の場合	10,000円 × ゴール株価÷スタート株価 ＋ 収益分配金相当額（約125円）	ゴール株価がスタート株価を下回った場合には、元本割れする場合があります。
		スタート株価の100%未満の場合	10,000円 × ゴール株価÷スタート株価 ＋ 収益分配金相当額（約18円）	

●償還価額の計算例（スタート株価＝16,500円とした場合）●

ゴール株価の水準（スタート株価＝100%）	ゴール株価	収益分配金相当額	Ⓐ 満期償還日の償還価額	Ⓑ 満期償還日の償還価額
140.00%	23,100円	約125円	約10,125円	約14,125円
130.00%	21,450円			約13,125円
120.00%	19,800円			約12,125円
110.00%	18,150円			約11,125円
100.00%	16,500円			約10,125円
99.82%	16,470.3円	約18円	約10,018円	約10,000円
90.00%	14,850円			約9,018円
80.00%	13,200円			約8,018円
70.00%	11,550円			約7,018円
60.00%	9,900円			約6,018円
50.00%	8,250円			約5,018円

※6 株価観測期間の日経平均株価とは、原則として、2012年９月19日～2013年９月４日の東京証券取引所の各取引日における日経平均株価終値のことをいいます。

※7 ゴール株価とは、原則として、2013年９月５日（最終の参照日）における日経平均株価終値をいいます。

※8 スタート株価の80%の値は、小数点以下第３位を四捨五入して算出します。

●満期償還日の償還価額のイメージ図●

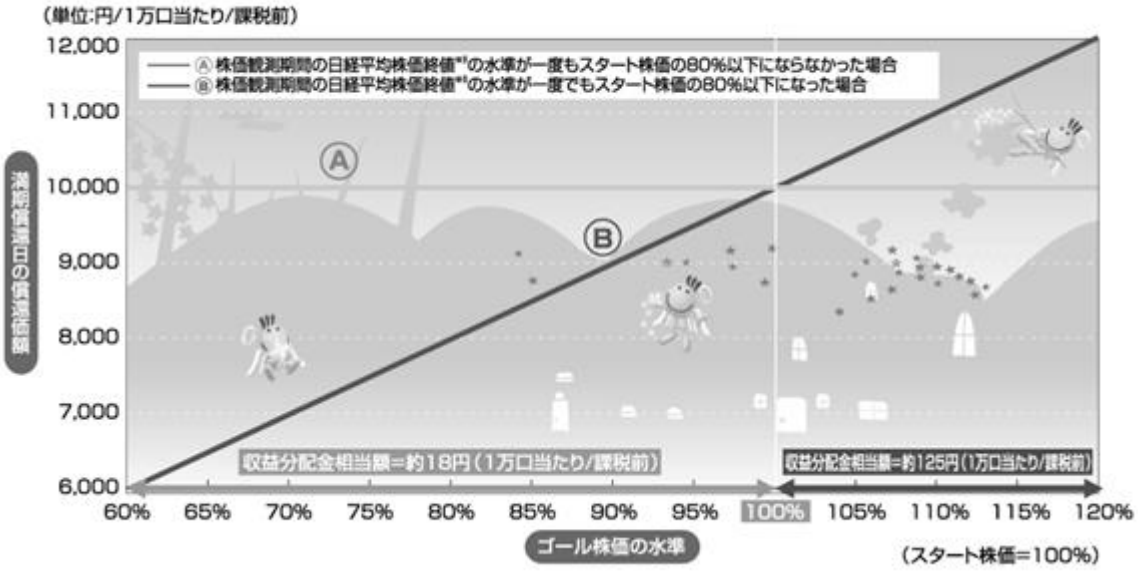

（上図の表示は、収益分配金相当額を含みません。）

上記イメージ図は、スタート株価に対するゴール株価の水準に応じた満期償還日の償還価額を示したもので、将来の運用成果をお約束するものではありません。
株価観測期間の日経平均株価※6の推移およびゴール株価の水準によって償還価額は異なります。
なお、実際の償還価額は、上記イメージ図に収益分配金相当額が加算されます。

*当ファンドの収益分配金、繰上償還価額もしくは満期償還価額の目標は、日経平均株価の水準、価格変動性（ボラティリティ）、金利水準等、投資環境の影響を受けます。また当ファンドの主要投資対象である「株価指数参照債」の特性は、スタート株価を除き、2006年７月５日の投資環境に基づいて定められており、当ファンドは当該条件を前提として運用を行います。当ファンドの設定日の投資環境に基づくものではないことにご留意下さい。

*当ファンドの収益分配目標、繰上償還価額もしくは満期償還価額の目標、およびこれらのイメージ図または計算例は、当ファンドの仕組みをわかりやすく示すために「株価指数参照債」を100%組入れた仮定に基づいたもので、実際の収益分配額や償還価額を示すものではなく、将来の運用成果をお約束するものではありません。また、繰上償還日もしくは満期償還日における当ファンドの償還価額は、各当該日における目標であり、日経平均株価の変化に対する中途換金時の基準価額を示すものではありません。

《５》主要投資対象とする「株価指数参照債」について

発　行　者	Ｊ.Ｐ.モルガン・インターナショナル・デリバティブズ・リミテッド（Ｊ.Ｐ.Ｍｏｒｇａｎ International Derivatives Ltd.） [保証会社：ＪＰモルガン・チェース銀行（ＪＰMorgan Chase Bank, Ｎ.Ａ.）（Ｓ＆ＰでＡ＋格、ムーディーズでＡａ１格取得／2011年12月７日現在）]
発行者の概要	「株価指数参照債」の発行者であるＪ．Ｐ．モルガン・インターナショナル・デリバティブズ・リミテッドは、デリバティブを証券化した債券、ワラント、証券の発行および保有を専門に行う会社であり、ＪＰモルガングループのひとつです。保証会社のＪＰモルガン・チェース銀行は、2011年９月末現在、総資産約１兆7,787億米ドルを有し、金融持株会社「ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニー（ＪＰＭｏｒｇａｎ Ｃｈａｓｅ＆Ｃｏ．）」傘下の銀行として、多岐にわたる金融サービスを提供しています。
債券の種類	ユーロ円債
債券の性質	● 日本国外で発行される円建債券。為替リスクは有しません。 ● 当該発行者によって設定されたユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される社債の一つです。 ● 日経平均株価のオプション（広義のスワップ契約＝交換契約）を内包しており、日経平均株価の水準 により利息および償還価格が変動する性質を有しています。また、残存期間中の債券の価格は日経平均株価や国内金利の水準等の影響を受けます。 ● 日経平均株価の水準により、早期繰上償還する性質を有しています。
期　　間	最短約１年・最長約７年（信託期間中に早期繰上償還する可能性があります）

（２）【ファンドの沿革】

2006年９月13日 信託約款締結、当ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ａ．ファンドの流れ

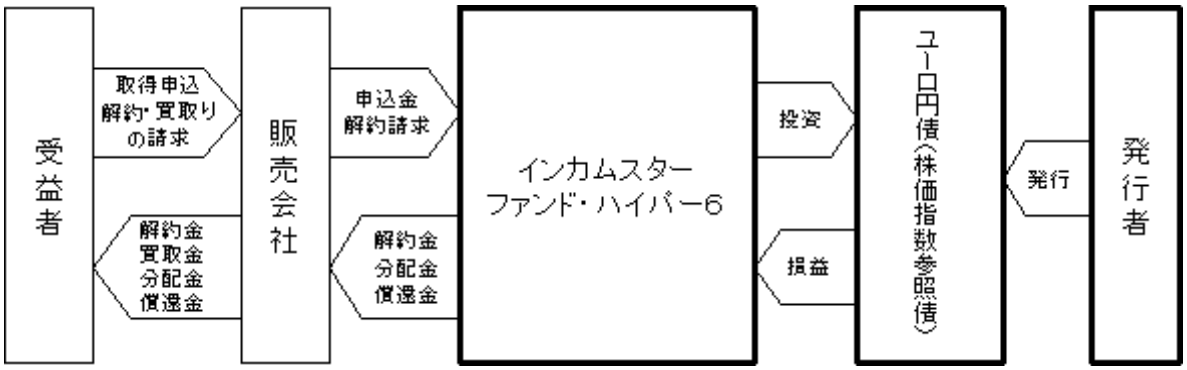

b．ファンドの関係法人

名　称	関係業務の内容
委託会社 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
受託会社 みずほ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
再信託受託会社 資産管理サービス信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
投資顧問会社 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス （BNP Paribas Asset Management SAS）	運用に関する助言等を行います。
販売会社 株式会社みずほ銀行	当ファンドの販売会社として、募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付けおよび買取り、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

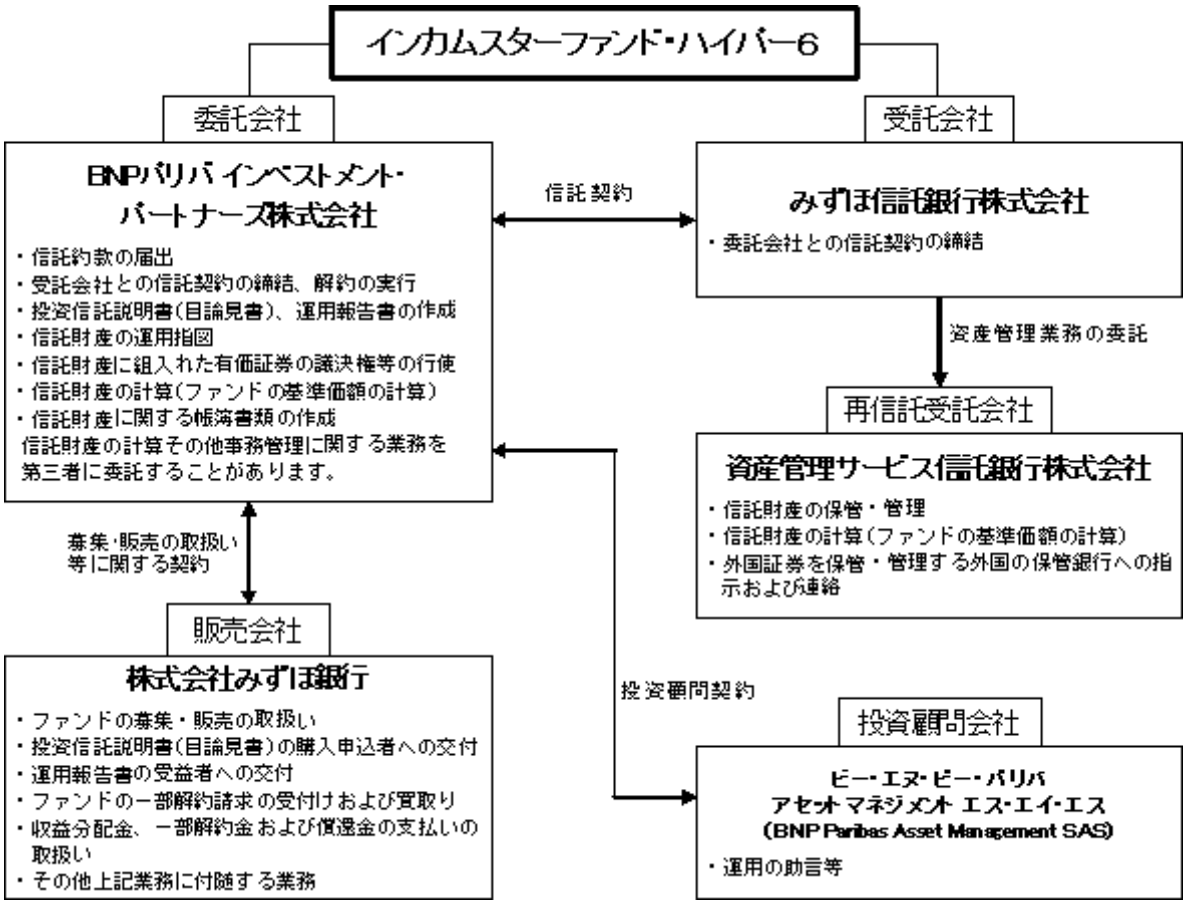

*信託契約（証券投資信託契約）

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

*投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、委託会社に対する投資助言に関する事項が定められています。

c．委託会社の概況（2012年１月末現在）

① 資本金　４億5,000万円

② 沿革

1998年11月９日　会社設立

1998年11月30日　証券投資信託委託業の免許取得

1999年２月26日　証券投資顧問業の登録

2000年６月20日　投資一任契約業務の認可取得

2000年８月１日　パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

2000年８月１日　ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

2010年７月１日　フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更

③ 大株主の状況

株 主 名	住　所	所有株数	所有比率

BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、パリ75009、 ブルヴァーオスマン１	9,000株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

ａ．運用方針

この投資信託は、信託期間中の定期的な収益分配を目指しつつ、一定条件のもとに元本を確保することを目標に運用を行います。

ｂ．主要投資対象

原則としてユーロ円債を主要投資対象とします。

ｃ．投資態度

① 当ファンドは、日経平均株価の水準により利息および償還価格が変動する性質を有するユーロ円債（株価指数参照債）に主として投資します。

・原則として、2006年７月31日現在において、海外信用格付がダブルＡ格（Ｓ＆ＰよりＡＡ－／ムーディーズよりＡａ３）相当以上を有する発行者（当該発行者が発行する債券の保証者を含む。）が発行する「株価指数参照債」を主要投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。

・投資する「株価指数参照債」は、期間約７年の利付債券で、日経平均株価オプションを内包しており、日経平均株価の水準により利息および償還価格が変動する性質を有しています。また、当該債券の価格は国内金利の水準等によっても変動します。

・当該債券は日経平均株価の水準によって、早期繰上償還となります。

② 年４回、収益を分配します。

・信託設定後、約１年間は、日経平均株価の水準にかかわらず一定額の分配を目指します。

・2007年12月の決算日からは、参照日の日経平均株価終値の水準に応じて分配額が決まります。

③ 一定の条件のもとで元本を確保して繰上償還します。

・2007年９月の決算日以降、2013年６月の決算日までは、毎年３月、６月、９月および12月の決算日に応当する参照日の日経平均株価終値が、スタート株価の120%以上の場合は、当該決算日に繰上償還します。その場合、基準価額で元本＋収益分配金相当額を確保することを目指します。

④ 株価観測期間の日経平均株価の推移とゴール株価の水準により、満期償還日の償還価額が決まります。

⑤ 投資する「株価指数参照債」については、原則として、銘柄入替は行わず、当該債券が償還されるまで継続保有する方針ですが、当該債券の格付けが著しく劣化するなど、目指す運用が行えないと委託会社が判断した場合、当該債券を途中売却し、安定的な運用に切り替えることがあります。

⑥ 資金動向、市況動向によっては、目指す運用ができない場合があります。

⑦ ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスから運用に関する助言等を受けます。

(注)・ 投資する「株価指数参照債」は、当該債券の残存期間中における一部売却に関して、当該債券の値付業者等が当該債券を買取る形式がとられており、流動性の確保が図られております。（主要投資対象とする株価指数参照債については、「１ ファンドの性格 （１） ファンドの目的及び基本的性格 ④ ファンドの特色」をご参照下さい。）

・ 日経平均株価は、わが国の株式市場の値動きを表す代表的な指標で、東京証券取引所第１部上場銘柄のうち売買が活発で、市場流動性の高い225銘柄の株価をもとに算出されます。

・ 株価観測期間の日経平均株価とは、原則として、2012年９月19日～2013年９月４日の東京証券取引所の各取引日における日経平均株価終値のことをいいます。

・ 日経平均株価に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。本件商品を日本経済新聞社が保証するものではありません。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

＜用語の説明＞

スタート株価	15,853円12銭 原則として2006年９月13日、2006年９月14日、2006年９月15日の３営業日における日経平均株価終値の平均値（小数点以下第３位を四捨五入）
ゴール株価	原則として2013年９月５日の日経平均株価終値
参 照 日	日経平均株価終値を参照して収益分配額または繰上償還の可否を決定する日で、2007年９月の決算日以降、３月、６月、９月および12月の各決算日から起算して、各々の８営業日前の日
株価観測期間	満期償還日の償還価額の目標を判定するために日経平均株価終値の推移を観測する期間で、2012年９月19日～2013年９月４日における東京証券取引所の各取引日

繰上償還時および満期償還時における当ファンドの償還価額の目標は、委託会社が合理的判断に基づいて算出するもので、その合理的判断は、主要投資対象とする債券の発行者が別に定める発行条件を基に決定されます。スタート株価ならびにゴール株価などは、上表に記載された日の日経平均株価の終値をもとに算出されます。例外的に、市場が混乱するなどの状況で記載日の終値が入手できない場合や、日経平均株価の調整や修正が行われた場合などは、債券の発行条件と同様にスタート株価ならびにゴール株価などを算出します。

（２）【投資対象】

ａ．この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

① 有価証券

② デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）

③ 金銭債権

④ 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

① 為替手形

ｂ．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

① 株券または新株引受権証書

② 国債証券

③ 地方債証券

④ 特別の法律により法人の発行する債券

⑤ 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

⑥ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

⑦ コマーシャル・ペーパー

⑧ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも

の

⑨ 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、①の証券または証書および⑧の証券または証書のうち①の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、②から⑥までの証券および⑧の証券または証書のうち②から⑥までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

c．委託会社は、信託金を、b.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

① 預金

② 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

③ コール・ローン

④ 手形割引市場において売買される手形

d．上記b.にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、c.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

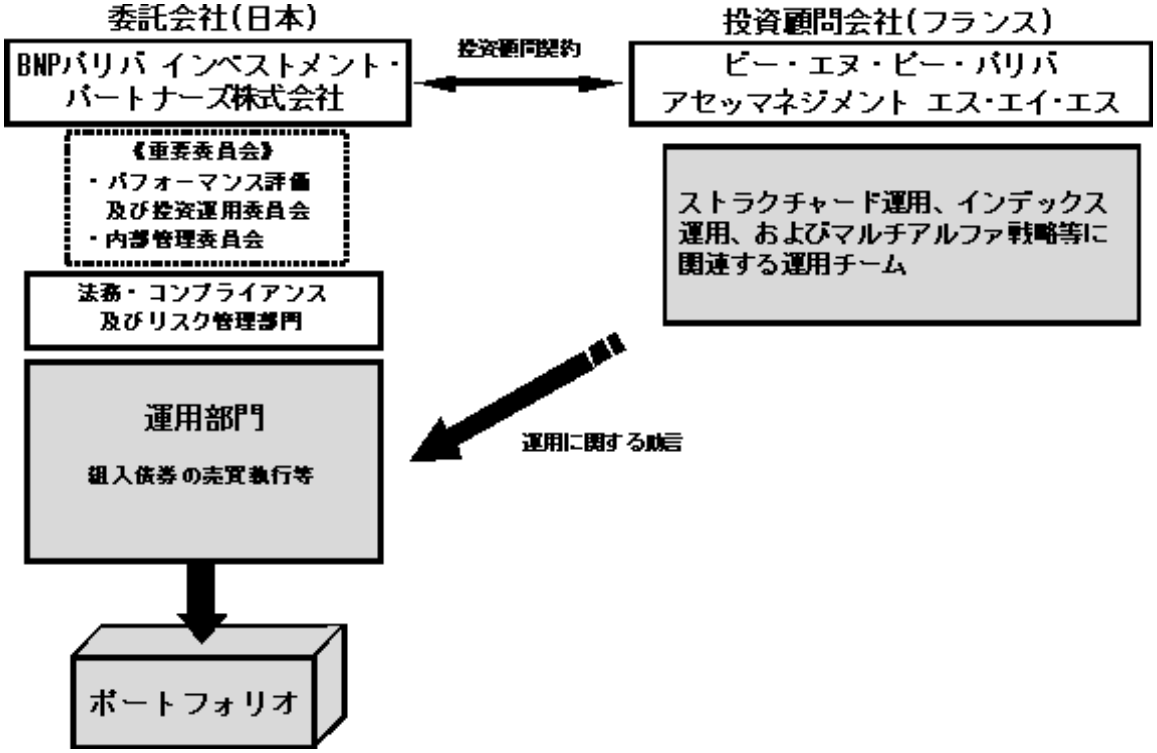

委託会社の運用体制

運用部門（７名）

運用の意思決定、取引の執行、市場動向・ポートフォリオ・運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

トレーディング部門（２名）

運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会（７名）

原則として月１回および随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

内部管理委員会（８名）

原則として月１回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（６名）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視および定期的な確認、法令およびコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

※運用体制等は2012年１月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（2012年１月末現在）

BNPパリバグループ
BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80ヶ国に約200,000人の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要事業分野それぞれにおいてキープレーヤーとしての地位を占めています。欧州ではフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクがリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。地中海沿岸全域および東欧において総合的なリテール銀行業務を展開するとともに、米国西海岸にも広範な拠点網を有します。欧州でトップグループの地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、米国、アジアにおいても着実に拡大を続けています。
日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ
BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。
800人を超える各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。
投資顧問会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスは、BNPパリバグループの資産運用部門におけるフランスの本拠点であり、ストラクチャードファンドに加え、株式ファンド、債券ファンド、マネーマーケットファンド等の様々なファンドの運用を行っております。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

（４）【分配方針】

毎月決算のうち年４回の決算日（３月15日、６月15日、９月15日および12月15日。休業日の場合は翌営業日。）に原則として次の通り収益分配を行う方針です。

① 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子等収益のいずれか多い額とします。

② 収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。

③ 留保益（収益分配に充てず投資信託財産に留保した収益）については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

① 外貨建資産への投資制限（信託約款）

外貨建資産への投資は行いません。

② 投資する株式等の範囲（信託約款）

a．委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

b．a.の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 株式への投資制限（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 同一銘柄の株式への投資制限（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（株式への転換はしないものとします。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のa.およびb.の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

a．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

⑦ 有価証券の空売りの指図範囲（信託約款）

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または⑧の規定において借入れた有価証券を売付けることの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑧ 有価証券の借入れ（信託約款）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑨ 資金の借入れ（信託約款）

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩ 有価証券の集中投資（信託約款）

原則として、ユーロ円債（株価指数参照債）に投資し、可能な限り高位に組入れます。

⑪ デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

⑫ 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に

100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた有価証券の値動き、組入れた有価証券の発行者（当該発行者が発行する債券の保証者を含む）の信用状況の変化などの影響により、基準価額は大幅に変動します。したがって、当ファンドは金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護および日本投資者保護基金の補償対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
なお、当ファンドは、全信託期間（満期償還または繰上償還まで）にわたってご投資いただくことを前提に組成したファンドです。日経平均株価が上昇した場合でも、それに連動して信託期間中の基準価額は上昇するとは限りません。したがって、信託期間中の中途換金による売買差益の追求等にはもとより適しておりません。

(1) 運用に関するリスク

① 市場リスク

当ファンドが主要投資対象とする「株価指数参照債」は、日経平均株価および金利の動向等により価格が下落するリスクがあります。当該債券が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

「株価指数参照債」の償還価格によっては、満期償還時に投資元本を下回る可能性があります。なお、当ファンドの投資方針の性格から、日経平均株価が上昇となった場合でも、上昇メリットを享受できるケースが限定されていることにご留意下さい。

② 信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とする「株価指数参照債」の発行者（当該発行者が発行する債券の保証者を含む）が倒産およびその他の理由により当該債券の利息または償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行＝デフォルト）リスクを有しています。デフォルトが生じたとき、またはデフォルトが生じる可能性が高まったときには、当該債券の価格は大きく下落する、または償還金が支払われなくなる可能性があることから、投資元本を下回る可能性や、目指す運用が行えないことがあります。

③ 特定の債券への銘柄集中によるリスク

当ファンドは、原則として「株価指数参照債」を高位に組入れます。原則として設定時に一度組入れた銘柄は満期償還または繰上償還まで保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの価額が下落する可能性があります。

また、スタート株価決定後に「株価指数参照債」を当ファンドに組入れることから、日経平均株価の動向等によっては、評価額が変動し、基準価額に影響を与えることがありますのでご留意下さい。

④ 日経平均株価の継続性等のリスク

当ファンドが参照する日経平均株価は日本経済新聞社が発表する、東京証券取引所第１部上場銘柄の株価水準を示す指標ですが、株式市場自体の変化等により、その指標性の消失や指標自体の消滅が起こる場合があります。その場合、当ファンドは「株価指数参照債」を売却し、安定運用に切り換えられることがあるため、目指す運用が行えないことがあります。

⑤ 日経平均株価の銘柄構成入替えのリスク

日経平均株価の銘柄構成変更、株式市場自体の変化により、日経平均株価の指標性や価格変動性などが変化した場合、基準価額に影響が及ぶ可能性があります。ただし、当ファンドの繰上償還および償還価額の決定方法に変更はありません。

⑥ 法令、税制および会計基準等の変更に伴うリスク

当ファンドの目標とする収益分配額、繰上償還価額および満期償還価額は、2006年７月末現在における日本および当ファンドの運用に関連する他国の法令、税制（消費税率等を含みます。）および

会計基準等に基づいて計算しています。したがって、将来、その関連する法令、税制および会計基準等が変更された場合、当ファンドの目標とする収益分配額、繰上償還価額および満期償還価額が達成できない可能性があります。

(2) 権利行使の制限・留意事項

① 権利行使の制限

中途換金（中途解約・買取り）のお申込みは、特別な事由を除き、2007年９月18日以降、毎月15日（休業日の場合は翌営業日）のみとなります。（最終のお申込日は2013年８月15日です。）お申込日に制限がありますのでご注意下さい。

また、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、中途換金の請求の受付けが中止または取消しされることがあります。

② 中途換金について

信託期間中の中途換金については、お申込日の翌営業日の基準価額が適用されるため、実勢での取引となり、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの満期償還価額および繰上償還価額の目標は、信託期間中の基準価額を示すものではありません。

信託期間中の基準価額と日経平均株価との連動性は償還時とは異なります。

中途換金時には、お申込日の翌営業日の基準価額から1.0%の信託財産留保額が差し引かれます。

(3) その他投資信託に関する一般的なリスク

① 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

② 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

③ 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

④ 証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(4) 以下の記載事項は、一般的な投資信託についての留意事項です。

・投資信託は、預金または金融債ではありません。

・投資信託は、預金保険機構の保護の対象ではありません。

・投資信託には、投資元本の保証はありません。

・投資信託は、保険契約ではありません。

・投資信託は、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

・投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象ではありません。

・投資信託の設定・運用は、委託会社が行います（ただし、外国投資信託の場合には管理会社が行います。）。

・投資信託は、その信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。なお、外貨建ての投資信託については、上記に加え、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことがあります。

・投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。

・投資信託には、購入、募集または換金時などに手数料がかかるものや、信託財産留保額が控除されるものがあります。

・信託報酬などの諸費用は、信託財産から支払われます。

・一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものなどがあります。

b. リスクの管理体制

運用部門では、当ファンドで組入れる「株価指数参照債」の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス、パーマネントコントロールおよびリスク統括部門に属しています。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメントコンプライアンスに関する業務をカバーしています。

業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

①パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	ＣＥＯ、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

②内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、ＣＥＯ、ＣＯＯ、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限／責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

※上記の内容は2012年１月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、お申込価額（１円×取得口数）に2.1%（税抜2.0%）を乗じた額を上限とします。詳細については、販売会社にお問合わせ下さい。

お申込手数料は消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）（５%）を含みます。

償還乗換優遇制度の適用はありません。

なお、当ファンドは募集期間（2006年８月16日から2006年９月12日まで）を終了しております。

（２）【換金（解約）手数料】

① 手数料はかかりません。

② 信託財産留保額…換金申込日の翌営業日の基準価額の1.0%を乗じて得た額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に以下の率（年率）を乗じて得た額とします。なお、税法の改正が行われた場合に、以下の率を上限として信託報酬額を変更することがあります。

時期	支払先内訳	信託報酬額（年率）

信託設定日から2007年９月18日までの毎日	信託報酬の総額		信託元本総額に対して 1.04475%（税抜0.995%）
	配分	委託会社	0.94500%（税抜0.900%）
		販売会社	0.05250%（税抜0.050%）
		受託会社	0.04725%（税抜0.045%）
2007年９月19日から信託終了日までの毎日	信託報酬の総額		信託元本総額に対して 0.30975%（税抜0.295%）
	配分	委託会社	0.21000%（税抜0.200%）
		販売会社	0.05250%（税抜0.050%）
		受託会社	0.04725%（税抜0.045%）

② 信託報酬は、原則として、毎３計算期末に当該末日の受益権口数に対応する金額を、ならびに一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了に係る受益権口数に対応する金額を、信託財産中より支弁するものとします。

③ 信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産より支弁します。

（４）【その他の手数料等】

① 売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

② 諸経費

信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、原則として、毎３計算期末または信託終了のときに信託財産より支弁します。

※その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや、運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（2012年１月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせ下さい。

なお、今後税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

<u>収益分配金について</u>

収益分配金に対する源泉徴収税率は原則、20%（所得税15%、地方税５%）となります。

ただし、2013年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税７%、地方税３%）が源泉徴収されます。また、2013年１月１日から2037年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2012年12月31日まで	2013年１月１日から 2013年12月31日まで	2014年１月１日から 2037年12月31日まで

10% （所得税７%、地方税３%）	10.147% （所得税7.147%、地方税３%）	20.315% （所得税15.315%、地方税５%）

＊ 当ファンドが支払う収益分配金は、全額課税対象です。

＊ 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。

＊ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、買取代金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税５%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、2013年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税７%、地方税３%）の申告分離課税が適用されます。また、2013年１月１日から2037年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2012年12月31日まで	2013年１月１日から 2013年12月31日まで	2014年１月１日から 2037年12月31日まで
10% （所得税７%、地方税３%）	10.147% （所得税7.147%、地方税３%）	20.315% （所得税15.315%、地方税５%）

＊ 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）と損益通算を行うことができます。

＊ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、2013年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率７%（所得税）が源泉徴収されます。また、2013年１月１日から2037年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2012年12月31日まで	2013年１月１日から 2013年12月31日まで	2014年１月１日から 2037年12月31日まで
７%（所得税）	7.147%（所得税）	15.315%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、2013年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率７%（所得税）が源泉徴収されます。また、2013年１月１日から2037年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2012年12月31日まで	2013年１月１日から 2013年12月31日まで	2014年１月１日から 2037年12月31日まで
７%（所得税）	7.147%（所得税）	15.315%（所得税）

買取代金について

買取価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）については、法人税の課税対象となります。

◆ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

◆ 受取配当等益金不算入制度の適用はありません。

※ 詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

●元本について

当ファンドの受益者の元本は１万口当たり１万円（１口当たり１円）です。

お申込手数料および消費税等相当額は含みません。

5【運用状況】

（１）【投資状況】（2012年１月末現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	ジャージー	3,210,869,000	98.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		33,545,791	1.03
合計（純資産総額）		3,244,414,791	100.00

＊投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】（2012年１月末現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

＜主要銘柄の明細＞

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価（円）		評価（円）		償還期限	投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額		
1	ジャージー	社債券	JP MORGAN MTN 2013/9/13	6,302,000,000	99.95	6,295,549,000	50.95	3,210,869,000	2013/9/13	98.97

＊評価単価および評価金額には、未収利息相当額が含まれています。

＊投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

＜種類別投資比率＞

種類	投資比率（%）
社債券	98.97
合計	98.97

＊投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日および2012年１月末前１年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

特定期間	計算期間		純資産総額（円）		基準価額（円）	
			（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	（第1期末）	2006年 10月16日	9,695,955,725	9,695,955,725	10,194	10,194
	（第2期末）	11月15日	9,701,503,292	9,701,503,292	10,200	10,200
	（第3期末）	12月15日	9,557,535,238	9,814,332,238	10,049	10,319
第2特定期間	（第4期末）	2007年 1月15日	9,574,169,788	9,574,169,788	10,066	10,066
	（第5期末）	2月15日	9,760,128,368	9,760,128,368	10,262	10,262
	（第6期末）	3月15日	9,219,305,961	9,476,102,961	9,693	9,963
	（第7期末）	4月16日	9,523,434,579	9,523,434,579	10,024	10,024
	（第8期末）	5月15日	9,510,242,406	9,510,242,406	10,010	10,010
	（第9期末）	6月15日	9,361,557,925	9,618,084,925	9,853	10,123
第3特定期間	（第10期末）	7月17日	9,424,500,901	9,424,500,901	9,919	9,919
	（第11期末）	8月15日	8,887,805,707	8,887,805,707	9,355	9,355
	（第12期末）	9月18日	8,412,430,269	8,666,957,269	8,854	9,124
	（第13期末）	10月15日	9,022,525,197	9,022,525,197	9,495	9,495
	（第14期末）	11月15日	8,201,107,125	8,201,107,125	8,632	8,632
	（第15期末）	12月17日	8,173,697,775	8,292,335,275	8,612	8,737
第4特定期間	（第16期末）	2008年 1月15日	7,650,395,723	7,650,395,723	8,061	8,061
	（第17期末）	2月15日	7,452,460,181	7,452,460,181	7,852	7,852
	（第18期末）	3月17日	6,511,792,914	6,528,840,714	6,876	6,894
	（第19期末）	4月15日	7,127,162,872	7,127,162,872	7,533	7,533
	（第20期末）	5月15日	7,682,954,519	7,682,954,519	8,138	8,138
	（第21期末）	6月16日	7,602,840,952	7,619,834,752	8,053	8,071
第5特定期間	（第22期末）	7月15日	6,965,701,422	6,965,701,422	7,394	7,394
	（第23期末）	8月15日	7,129,144,688	7,129,144,688	7,600	7,600
	（第24期末）	9月16日	6,388,508,746	6,405,160,546	6,906	6,924
	（第25期末）	10月15日	5,185,402,223	5,185,402,223	5,642	5,642
	（第26期末）	11月17日	4,619,212,343	4,619,212,343	5,042	5,042
	（第27期末）	12月15日	4,738,853,236	4,755,319,036	5,190	5,208
第6特定期間	（第28期末）	2009年 1月15日	4,507,443,386	4,507,443,386	4,954	4,954
	（第29期末）	2月16日	4,502,328,899	4,502,328,899	4,953	4,953
	（第30期末）	3月16日	4,449,976,552	4,466,221,552	4,931	4,949
	（第31期末）	4月15日	4,897,244,178	4,897,244,178	5,444	5,444
	（第32期末）	5月15日	5,112,210,076	5,112,210,076	5,696	5,696
	（第33期末）	6月15日	5,542,439,316	5,558,576,316	6,182	6,200
第7特定期間	（第34期末）	7月15日	5,054,014,525	5,054,014,525	5,721	5,721
	（第35期末）	8月17日	5,536,590,296	5,536,590,296	6,238	6,238
	（第36期末）	9月15日	5,482,054,350	5,497,971,750	6,199	6,217
	（第37期末）	10月15日	5,404,703,361	5,404,703,361	6,185	6,185
	（第38期末）	11月16日	5,152,276,955	5,152,276,955	5,926	5,926
	（第39期末）	12月15日	5,229,578,385	5,245,137,585	6,050	6,068
第8特定期間	（第40期末）	2010年 1月15日	5,708,312,890	5,708,312,890	6,631	6,631
	（第41期末）	2月15日	5,119,586,788	5,119,586,788	6,052	6,052
	（第42期末）	3月15日	5,451,593,266	5,466,729,466	6,483	6,501
	（第43期末）	4月15日	5,558,106,425	5,558,106,425	6,765	6,765
	（第44期末）	5月17日	5,007,263,471	5,007,263,471	6,147	6,147
	（第45期末）	6月15日	4,817,167,626	4,831,704,426	5,965	5,983
第9特定期間	（第46期末）	7月15日	4,634,121,039	4,634,121,039	5,839	5,839
	（第47期末）	8月16日	4,310,265,772	4,310,265,772	5,513	5,513
	（第48期末）	9月15日	4,424,934,726	4,438,922,526	5,694	5,712
	（第49期末）	10月15日	4,356,319,083	4,356,319,083	5,709	5,709
	（第50期末）	11月15日	4,438,496,837	4,438,496,837	5,886	5,886
	（第51期末）	12月15日	4,591,895,243	4,605,307,043	6,163	6,181
第10特定期間	（第52期末）	2011年 1月17日	4,569,034,440	4,569,034,440	6,268	6,268
	（第53期末）	2月15日	4,608,480,573	4,608,480,573	6,415	6,415
	（第54期末）	3月15日	3,573,227,974	3,585,925,174	5,066	5,084
	（第55期末）	4月15日	4,000,225,134	4,000,225,134	5,711	5,711
	（第56期末）	5月16日	3,952,783,111	3,952,783,111	5,684	5,684
	（第57期末）	6月15日	3,890,708,748	3,903,072,948	5,664	5,682
第11特定期間	（第58期末）	7月15日	3,995,141,027	3,995,141,027	5,893	5,893
	（第59期末）	8月15日	3,569,091,182	3,569,091,182	5,348	5,348
	（第60期末）	9月15日	3,357,803,109	3,369,690,309	5,084	5,102
	（第61期末）	10月17日	3,426,343,698	3,426,343,698	5,230	5,230
	（第62期末）	11月15日	3,248,964,510	3,248,964,510	5,018	5,018
	（第63期末）	12月15日	3,138,200,929	3,149,764,129	4,885	4,903
第12特定期間	（第64期末）	2012年 1月16日	3,091,090,731	3,091,090,731	4,880	4,880
		2011年 1月末	4,379,528,291	－	6,096	－
		2月末	4,471,592,208	－	6,339	－
		3月末	4,074,677,004	－	5,818	－
		4月末	4,085,297,943	－	5,875	－
		5月末	[illegible]		[illegible]	

＊基準価額は１万口当たり

②【分配の推移】

特定期間	計算期間			分配金（円）
第1特定期間	第1期	自 2006年 9月13日	至 2006年 10月16日	0
	第2期	自 2006年 10月17日	至 2006年 11月15日	0
	第3期	自 2006年 11月16日	至 2006年 12月15日	270
第2特定期間	第4期	自 2006年 12月16日	至 2007年 1月15日	0
	第5期	自 2007年 1月16日	至 2007年 2月15日	0
	第6期	自 2007年 2月16日	至 2007年 3月15日	270
	第7期	自 2007年 3月16日	至 2007年 4月16日	0
	第8期	自 2007年 4月17日	至 2007年 5月15日	0
	第9期	自 2007年 5月16日	至 2007年 6月15日	270
第3特定期間	第10期	自 2007年 6月16日	至 2007年 7月17日	0
	第11期	自 2007年 7月18日	至 2007年 8月15日	0
	第12期	自 2007年 8月16日	至 2007年 9月18日	270
	第13期	自 2007年 9月19日	至 2007年 10月15日	0
	第14期	自 2007年 10月16日	至 2007年 11月15日	0
	第15期	自 2007年 11月16日	至 2007年 12月17日	125
第4特定期間	第16期	自 2007年 12月18日	至 2008年 1月15日	0
	第17期	自 2008年 1月16日	至 2008年 2月15日	0
	第18期	自 2008年 2月16日	至 2008年 3月17日	18
	第19期	自 2008年 3月18日	至 2008年 4月15日	0
	第20期	自 2008年 4月16日	至 2008年 5月15日	0
	第21期	自 2008年 5月16日	至 2008年 6月16日	18
第5特定期間	第22期	自 2008年 6月17日	至 2008年 7月15日	0
	第23期	自 2008年 7月16日	至 2008年 8月15日	0
	第24期	自 2008年 8月16日	至 2008年 9月16日	18
	第25期	自 2008年 9月17日	至 2008年 10月15日	0
	第26期	自 2008年 10月16日	至 2008年 11月17日	0
	第27期	自 2008年 11月18日	至 2008年 12月15日	18
第6特定期間	第28期	自 2008年 12月16日	至 2009年 1月15日	0
	第29期	自 2009年 1月16日	至 2009年 2月16日	0
	第30期	自 2009年 2月17日	至 2009年 3月16日	18
	第31期	自 2009年 3月17日	至 2009年 4月15日	0
	第32期	自 2009年 4月16日	至 2009年 5月15日	0
	第33期	自 2009年 5月16日	至 2009年 6月15日	18
第7特定期間	第34期	自 2009年 6月16日	至 2009年 7月15日	0
	第35期	自 2009年 7月16日	至 2009年 8月17日	0
	第36期	自 2009年 8月18日	至 2009年 9月15日	18
	第37期	自 2009年 9月16日	至 2009年 10月15日	0
	第38期	自 2009年 10月16日	至 2009年 11月16日	0
	第39期	自 2009年 11月17日	至 2009年 12月15日	18
第8特定期間	第40期	自 2009年 12月16日	至 2010年 1月15日	0
	第41期	自 2010年 1月16日	至 2010年 2月15日	0
	第42期	自 2010年 2月16日	至 2010年 3月15日	18
	第43期	自 2010年 3月16日	至 2010年 4月15日	0
	第44期	自 2010年 4月16日	至 2010年 5月17日	0
	第45期	自 2010年 5月18日	至 2010年 6月15日	18
第9特定期間	第46期	自 2010年 6月16日	至 2010年 7月15日	0
	第47期	自 2010年 7月16日	至 2010年 8月16日	0
	第48期	自 2010年 8月17日	至 2010年 9月15日	18
	第49期	自 2010年 9月16日	至 2010年 10月15日	0
	第50期	自 2010年 10月16日	至 2010年 11月15日	0
	第51期	自 2010年 11月16日	至 2010年 12月15日	18

第10特定期間	第52期	自 2010年 12月16日	至 2011年 1月17日	0
	第53期	自 2011年 1月18日	至 2011年 2月15日	0
	第54期	自 2011年 2月16日	至 2011年 3月15日	18
	第55期	自 2011年 3月16日	至 2011年 4月15日	0
	第56期	自 2011年 4月16日	至 2011年 5月16日	0
	第57期	自 2011年 5月17日	至 2011年 6月15日	18
第11特定期間	第58期	自 2011年 6月16日	至 2011年 7月15日	0
	第59期	自 2011年 7月16日	至 2011年 8月15日	0
	第60期	自 2011年 8月16日	至 2011年 9月15日	18
	第61期	自 2011年 9月16日	至 2011年 10月17日	0
	第62期	自 2011年 10月18日	至 2011年 11月15日	0
	第63期	自 2011年 11月16日	至 2011年 12月15日	18
第12特定期間	第64期	自 2011年 12月16日	至 2012年 1月16日	0

＊分配金は１万口当たり

③【収益率の推移】

特定期間	計算期間			収益率（%）
第1特定期間	第1期	自 2006年 9月13日	至 2006年 10月16日	1.9
	第2期	自 2006年 10月17日	至 2006年 11月15日	0.1
	第3期	自 2006年 11月16日	至 2006年 12月15日	1.2
第2特定期間	第4期	自 2006年 12月16日	至 2007年 1月15日	0.2
	第5期	自 2007年 1月16日	至 2007年 2月15日	1.9
	第6期	自 2007年 2月16日	至 2007年 3月15日	△2.9
	第7期	自 2007年 3月16日	至 2007年 4月16日	3.4
	第8期	自 2007年 4月17日	至 2007年 5月15日	△0.1
	第9期	自 2007年 5月16日	至 2007年 6月15日	1.1
第3特定期間	第10期	自 2007年 6月16日	至 2007年 7月17日	0.7
	第11期	自 2007年 7月18日	至 2007年 8月15日	△5.7
	第12期	自 2007年 8月16日	至 2007年 9月18日	△2.5
	第13期	自 2007年 9月19日	至 2007年 10月15日	7.3
	第14期	自 2007年 10月16日	至 2007年 11月15日	△9.1
	第15期	自 2007年 11月16日	至 2007年 12月17日	1.2
第4特定期間	第16期	自 2007年 12月18日	至 2008年 1月15日	△6.4
	第17期	自 2008年 1月16日	至 2008年 2月15日	△2.6
	第18期	自 2008年 2月16日	至 2008年 3月17日	△12.2
	第19期	自 2008年 3月18日	至 2008年 4月15日	9.6
	第20期	自 2008年 4月16日	至 2008年 5月15日	8.0
	第21期	自 2008年 5月16日	至 2008年 6月16日	△0.8
第5特定期間	第22期	自 2008年 6月17日	至 2008年 7月15日	△8.2
	第23期	自 2008年 7月16日	至 2008年 8月15日	2.8
	第24期	自 2008年 8月16日	至 2008年 9月16日	△8.9
	第25期	自 2008年 9月17日	至 2008年 10月15日	△18.3
	第26期	自 2008年 10月16日	至 2008年 11月17日	△10.6
	第27期	自 2008年 11月18日	至 2008年 12月15日	3.3
第6特定期間	第28期	自 2008年 12月16日	至 2009年 1月15日	△4.4
	第29期	自 2009年 1月16日	至 2009年 2月16日	0.4
	第30期	自 2009年 2月17日	至 2009年 3月16日	△0.7
	第31期	自 2009年 3月17日	至 2009年 4月15日	10.4
	第32期	自 2009年 4月16日	至 2009年 5月15日	4.6
	第33期	自 2009年 5月16日	至 2009年 6月15日	8.8
第7特定期間	第34期	自 2009年 6月16日	至 2009年 7月15日	△7.5
	第35期	自 2009年 7月16日	至 2009年 8月17日	9.0
	第36期	自 2009年 8月18日	至 2009年 9月15日	△0.3
	第37期	自 2009年 9月16日	至 2009年 10月15日	△0.2
	第38期	自 2009年 10月16日	至 2009年 11月16日	△4.2
	第39期	自 2009年 11月17日	至 2009年 12月15日	2.4

第8特定期間	第40期	自 2009年 12月16日　至 2010年 1月15日	9.6
	第41期	自 2010年 1月16日　至 2010年 2月15日	△8.7
	第42期	自 2010年 2月16日　至 2010年 3月15日	7.4
	第43期	自 2010年 3月16日　至 2010年 4月15日	4.3
	第44期	自 2010年 4月16日　至 2010年 5月17日	△9.1
	第45期	自 2010年 5月18日　至 2010年 6月15日	△2.7
第9特定期間	第46期	自 2010年 6月16日　至 2010年 7月15日	△2.1
	第47期	自 2010年 7月16日　至 2010年 8月16日	△5.6
	第48期	自 2010年 8月17日　至 2010年 9月15日	3.6
	第49期	自 2010年 9月16日　至 2010年 10月15日	0.3
	第50期	自 2010年 10月16日　至 2010年 11月15日	3.1
	第51期	自 2010年 11月16日　至 2010年 12月15日	5.0
第10特定期間	第52期	自 2010年 12月16日　至 2011年 1月17日	1.7
	第53期	自 2011年 1月18日　至 2011年 2月15日	2.3
	第54期	自 2011年 2月16日　至 2011年 3月15日	△20.7
	第55期	自 2011年 3月16日　至 2011年 4月15日	12.7
	第56期	自 2011年 4月16日　至 2011年 5月16日	△0.5
	第57期	自 2011年 5月17日　至 2011年 6月15日	△0.0
第11特定期間	第58期	自 2011年 6月16日　至 2011年 7月15日	4.0
	第59期	自 2011年 7月16日　至 2011年 8月15日	△9.2
	第60期	自 2011年 8月16日　至 2011年 9月15日	△4.6
	第61期	自 2011年 9月16日　至 2011年 10月17日	2.9
	第62期	自 2011年 10月18日　至 2011年 11月15日	△4.1
	第63期	自 2011年 11月16日　至 2011年 12月15日	△2.3
第12特定期間	第64期	自 2011年 12月16日　至 2012年 1月16日	△0.1

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第１期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

特定期間	計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	第1期	自 2006年 9月13日　至 2006年 10月16日	9,511,000,000	－	9,511,000,000
	第2期	自 2006年 10月17日　至 2006年 11月15日	－	－	9,511,000,000
	第3期	自 2006年 11月16日　至 2006年 12月15日	－	－	9,511,000,000
第2特定期間	第4期	自 2006年 12月16日　至 2007年 1月15日	－	－	9,511,000,000
	第5期	自 2007年 1月16日　至 2007年 2月15日	－	－	9,511,000,000
	第6期	自 2007年 2月16日　至 2007年 3月15日	－	－	9,511,000,000
	第7期	自 2007年 3月16日　至 2007年 4月16日	－	10,000,000	9,501,000,000
	第8期	自 2007年 4月17日　至 2007年 5月15日	－	－	9,501,000,000
	第9期	自 2007年 5月16日　至 2007年 6月15日	－	－	9,501,000,000
第3特定期間	第10期	自 2007年 6月16日　至 2007年 7月17日	－	－	9,501,000,000
	第11期	自 2007年 7月18日　至 2007年 8月15日	－	－	9,501,000,000
	第12期	自 2007年 8月16日　至 2007年 9月18日	－	－	9,501,000,000
	第13期	自 2007年 9月19日　至 2007年 10月15日	－	－	9,501,000,000
	第14期	自 2007年 10月16日　至 2007年 11月15日	－	－	9,501,000,000
	第15期	自 2007年 11月16日　至 2007年 12月17日	－	10,000,000	9,491,000,000
第4特定期間	第16期	自 2007年 12月18日　至 2008年 1月15日	－	－	9,491,000,000
	第17期	自 2008年 1月16日　至 2008年 2月15日	－	－	9,491,000,000
	第18期	自 2008年 2月16日　至 2008年 3月17日	－	20,000,000	9,471,000,000
	第19期	自 2008年 3月18日　至 2008年 4月15日	－	10,000,000	9,461,000,000
	第20期	自 2008年 4月16日　至 2008年 5月15日	－	20,000,000	9,441,000,000
	第21期	自 2008年 5月16日　至 2008年 6月16日	－	－	9,441,000,000

第5特定期間	第22期	自 2008年 6月17日 至 2008年 7月15日	－	20,000,000	9,421,000,000
	第23期	自 2008年 7月16日 至 2008年 8月15日	－	40,000,000	9,381,000,000
	第24期	自 2008年 8月16日 至 2008年 9月16日	－	130,000,000	9,251,000,000
	第25期	自 2008年 9月17日 至 2008年 10月15日	－	60,000,000	9,191,000,000
	第26期	自 2008年 10月16日 至 2008年 11月17日	－	30,000,000	9,161,000,000
	第27期	自 2008年 11月18日 至 2008年 12月15日	－	30,000,000	9,131,000,000
第6特定期間	第28期	自 2008年 12月16日 至 2009年 1月15日	－	50,000,000	9,081,000,000
	第29期	自 2009年 1月16日 至 2009年 2月16日	－	46,000,000	9,035,000,000
	第30期	自 2009年 2月17日 至 2009年 3月16日	－	10,000,000	9,025,000,000
	第31期	自 2009年 3月17日 至 2009年 4月15日	－	30,000,000	8,995,000,000
	第32期	自 2009年 4月16日 至 2009年 5月15日	－	20,000,000	8,975,000,000
	第33期	自 2009年 5月16日 至 2009年 6月15日	－	10,000,000	8,965,000,000
第7特定期間	第34期	自 2009年 6月16日 至 2009年 7月15日	－	79,000,000	8,886,000,000
	第35期	自 2009年 7月16日 至 2009年 8月17日	－	10,000,000	8,876,000,000
	第36期	自 2009年 8月18日 至 2009年 9月15日	－	33,000,000	8,843,000,000
	第37期	自 2009年 9月16日 至 2009年 10月15日	－	104,000,000	8,739,000,000
	第38期	自 2009年 10月16日 至 2009年 11月16日	－	45,000,000	8,694,000,000
	第39期	自 2009年 11月17日 至 2009年 12月15日	－	50,000,000	8,644,000,000
第8特定期間	第40期	自 2009年 12月16日 至 2010年 1月15日	－	35,000,000	8,609,000,000
	第41期	自 2010年 1月16日 至 2010年 2月15日	－	150,000,000	8,459,000,000
	第42期	自 2010年 2月16日 至 2010年 3月15日	－	50,000,000	8,409,000,000
	第43期	自 2010年 3月16日 至 2010年 4月15日	－	193,000,000	8,216,000,000
	第44期	自 2010年 4月16日 至 2010年 5月17日	－	70,000,000	8,146,000,000
	第45期	自 2010年 5月18日 至 2010年 6月15日	－	70,000,000	8,076,000,000
第9特定期間	第46期	自 2010年 6月16日 至 2010年 7月15日	－	140,000,000	7,936,000,000
	第47期	自 2010年 7月16日 至 2010年 8月16日	－	117,000,000	7,819,000,000
	第48期	自 2010年 8月17日 至 2010年 9月15日	－	48,000,000	7,771,000,000
	第49期	自 2010年 9月16日 至 2010年 10月15日	－	140,000,000	7,631,000,000
	第50期	自 2010年 10月16日 至 2010年 11月15日	－	90,000,000	7,541,000,000
	第51期	自 2010年 11月16日 至 2010年 12月15日	－	90,000,000	7,451,000,000
第10特定期間	第52期	自 2010年 12月16日 至 2011年 1月17日	－	162,000,000	7,289,000,000
	第53期	自 2011年 1月18日 至 2011年 2月15日	－	105,000,000	7,184,000,000
	第54期	自 2011年 2月16日 至 2011年 3月15日	－	130,000,000	7,054,000,000
	第55期	自 2011年 3月16日 至 2011年 4月15日	－	50,000,000	7,004,000,000
	第56期	自 2011年 4月16日 至 2011年 5月16日	－	50,000,000	6,954,000,000
	第57期	自 2011年 5月17日 至 2011年 6月15日	－	85,000,000	6,869,000,000
第11特定期間	第58期	自 2011年 6月16日 至 2011年 7月15日	－	90,000,000	6,779,000,000
	第59期	自 2011年 7月16日 至 2011年 8月15日	－	105,000,000	6,674,000,000
	第60期	自 2011年 8月16日 至 2011年 9月15日	－	70,000,000	6,604,000,000
	第61期	自 2011年 9月16日 至 2011年 10月17日	－	53,000,000	6,551,000,000
	第62期	自 2011年 10月18日 至 2011年 11月15日	－	77,000,000	6,474,000,000
	第63期	自 2011年 11月16日 至 2011年 12月15日	－	50,000,000	6,424,000,000
第12特定期間	第64期	自 2011年 12月16日 至 2012年 1月16日	－	90,000,000	6,334,000,000

（注１）本邦以外における設定、解約はありません。

（注２）第１期計算期間における設定口数（口）は、当初募集期間の当初設定口数です。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

※ 当ファンドは募集期間（2006年８月16日から2006年９月12日まで）を終了しております。

1) お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込み下さい。

2) お申込みの受付けは、募集期間（2006年８月16日～2006年９月12日）の毎営業日午後３時までとなります。募集期間終了後、お申込みの受付けはいたしません。

3) お申込単位は、1,000万口以上100万口単位（１口当たり１円）です。

4) お申込手数料は2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率とします。

※ 当該手数料にかかる消費税等相当額(５%)が含まれています。

※ 詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

２【換金（解約）手続等】

換金の方法には、解約請求と買取請求があります。

●解約請求について

1) 中途解約のお申込みは、販売会社にて行っていただきます。

2) 受益者は、原則として、毎月15日（休業日の場合には翌営業日）を解約請求日として、100万口単位で、中途解約の請求をすることができます。

3) 中途解約の請求の受付けは、毎解約請求日の午後３時までとさせていただきます。なお、午後３時を過ぎてのお申込みは翌解約請求日の取扱いとさせていただきます。

4) 解約価額は、当該解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に1.0%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。解約価額は、販売会社にお問合わせ下さい。また、以下にお問合わせすることもできます。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 電話番号：0120－996－222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時 ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/

5) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、解約請求の受付けを中止または取消しすることがあります。

6) 解約請求の受付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該証券の解約価額は、当該受付中止または取消しを解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして5)の規定に準じて計算された価額とします。

7) 解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として７営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

●買取請求について

1) 買取請求は、販売会社にて行っていただきます。

2) 受益者は、原則として、毎月15日（休業日の場合には翌営業日）を買取請求日として、100万口単位で、買取りの請求をすることができます。

3) 受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額に1.0%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額から、当該買取りに関して買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします。

4) 販売会社は、証券取引所における取引の停止、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、買取りを中止することができるものとします。

5) 4）の規定により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買

取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、4)の規定に準じて計算された価額とします。

※当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日計算されます。当ファンドでは便宜上、１万口当たりの価額で示すことがあります。

・ 主として投資を行う公社債については、原則として、基準価額の計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

◆ 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

◆ 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）

◆ 価格情報会社の提供する価額

・ 日々の基準価額は、販売会社または下記までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として、毎週木曜日の基準価額が、同週土曜日の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「インカムハイパ６」）

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120－996－222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2006年９月13日から2013年９月17日までとします。ただし、下記（５）1)により、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日（休業日の場合は翌営業日）までとします。なお、各計算期間の末日を「決算日」ということがあります。

（５）【その他】

1) 信託契約の解約（繰上償還）

●以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。

(1) 2007年９月の決算日以降、2013年６月の決算日までは、毎年３月、６月、９月、および12月の決算日に応当する参照日の日経平均株価終値が、スタート株価の120%以上の場合。
(2) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
(3) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この限りではありません。
(4) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

あらかじめ、解約（繰上償還）しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、

原則として公告を行いません。

●以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）することがあります。

受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

① 上記について、あらかじめ、解約（繰上償還）しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

② 異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

③ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約（繰上償還）をしません。

④ 委託会社は、この信託契約の解約（繰上償還）をしないこととしたときは、解約（繰上償還）しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑤ ②～④までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上述の一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 委託会社の事業の譲渡および継承に伴う取扱い

(a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(b) 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3) 運用報告書の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、運用報告書（償還の場合は償還報告書）を作成し受益者に交付します。第１回目の作成は、第３期決算日終了後（2006年12月）とし、以後毎６決算日終了毎（６月および12月）に作成し交付します。

4) 信託約款の変更

●以下の事由の場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ることにより、当ファンドは信託約款を変更することがあります。

(1) 委託会社が、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。 (2) 委託会社が、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするとき。

●重要な内容についての変更

① 上記(1)および(2)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

② 異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

③ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託約款の変更をしません。

④ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

5) 関係法人との契約の更改に関する事項

○販売会社：

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づいて受益権の募集の取扱い等を委託しています。当該契約の有効期間は、契約締結日から１年とし、契約満了日１ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に１年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

○投資顧問会社：

投資顧問契約に基づき、運用に関する助言等を受けています。当該契約では、

- (ⅰ)90日以前に書面で投資アドバイザーに通知する（ⅱ)投資アドバイザーが当該契約上の義務に実質的に違反し修復が可能でマネジャーから要請を受け14日以内に修復できなかった場合、もしくは(ⅲ)信託契約が解約される場合は、いつでも書面で投資アドバイザーに通知することによりマネジャーは、投資アドバイザーの指名を解除することができます。
- 投資アドバイザーは、90日以前に書面でマネジャーに通知することによって辞任することができます。
- 権利義務は、どちらの当事者によっても相手の当事者の合意を得ない限り、譲渡することはできません。
- 両当事者の書面による合意なくして、変更、停止無視、または中止することはできません。

6）委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

① 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

② 収益分配金に対する権利

1）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として、決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。

2）受益者は、支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

3）収益分配金の支払いは、販売会社にて行うものとします。

③ 償還金に対する権利

1）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として、償還日から起算して５営業日までに支払いを開始します。

2）受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

3）償還金の支払いは、販売会社にて行うものとします。

④ 受益権の解約請求権

1）受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対する解約請求権を有します。権利行使に際しましては、前掲「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

2）受取代金の支払いは、販売会社にて行うものとします。

⑤ 受益権の買取請求権

1）受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に対する買取請求権を有します。権利行使に際しましては、前掲「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

2）受取代金の支払いは、販売会社にて行うものとします。

⑥ 受益者集会は開催されません。

⑦ 反対者の買取請求権

信託約款の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第３ 【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月ごとに作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（平成23年６月16日から平成23年12月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【インカムスターファンド・ハイパー６】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間末 (平成23年６月15日現在)	当特定期間末 (平成23年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	52,124,166	52,035,802
社債券	＊3 3,856,256,600	＊4 3,102,149,600
未収利息	71	71
その他未収収益	173,136	660,116
流動資産合計	3,908,553,973	3,154,845,589
資産合計	3,908,553,973	3,154,845,589
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,364,200	11,563,200
未払受託者報酬	816,082	755,118
未払委託者報酬	4,533,693	4,195,092
その他未払費用	131,250	131,250
流動負債合計	17,845,225	16,644,660
負債合計	17,845,225	16,644,660
純資産の部		
元本等		
元本	＊1 6,869,000,000	＊1, ＊2 6,424,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	＊2 △2,978,291,252	＊3 △3,285,799,071
元本等合計	3,890,708,748	3,138,200,929
純資産合計	3,890,708,748	3,138,200,929
負債純資産合計	3,908,553,973	3,154,845,589

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自　平成22年12月16日 至　平成23年６月15日	当特定期間 自　平成23年６月16日 至　平成23年12月15日
営業収益		
受取利息	37,252,753	34,858,969
有価証券売買等損益	＊3 △352,690,700	＊2 △515,389,000
その他収益	522,493	486,980
営業収益合計	△314,915,454	△480,043,051
営業費用		
受託者報酬	1,663,055	1,557,517
委託者報酬	＊1 9,238,986	8,652,751
その他費用	262,500	262,500
営業費用合計	11,164,541	10,472,768
営業利益又は営業損失（△）	△326,079,995	△490,515,819
経常利益又は経常損失（△）	△326,079,995	△490,515,819
当期純利益又は当期純損失（△）	△326,079,995	△490,515,819
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,859,104,757	△2,978,291,252
剰余金増加額又は欠損金減少額	231,954,900	206,458,400
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	231,954,900	206,458,400
剰余金減少額又は欠損金増加額	―	―
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	―	―
分配金	＊2 25,061,400	＊1 23,450,400
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,978,291,252	△3,285,799,071

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（追加情報）

当期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

前特定期間末 （平成23年6月15日現在）	当特定期間末 （平成23年12月15日現在）
＊1 (1) **信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本及び元本残存率** 設定年月日　平成18年9月13日 設定元本額　9,511,000,000円 期首元本額　7,451,000,000円 元本残存率　72.22163% (2) 特定期間末日における受益権の総数 6,869,000,000口 ＊2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、2,978,291,252円であります。 ＊3 社債券には、未収利息相当額（402,728円）が含まれています。	＊1 **信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本及び元本残存率** 設定年月日　平成18年9月13日 設定元本額　9,511,000,000円 期首元本額　6,869,000,000円 元本残存率　67.54284% ＊2 特定期間末日における受益権の総数 6,424,000,000口 ＊3 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、3,285,799,071円であります。 ＊4 社債券には、未収利息相当額（376,638円）が含まれています。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間
（自　平成22年12月16日
至　平成23年 6月15日）

＊1 信託財産の運用に関する助言等に要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

352,325円

＊2 分配金の計算過程

平成23年3月15日における費用控除後の利息等収益17,235,401円（1万口当たり24円）を分配対象額として12,697,200円（1万口当たり18円）を分配金額としております。

当ファンドの利息等収益	A	18,954,539円
経費	B	1,719,138円
費用控除後の利息等収益	C（A-B）	17,235,401円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	7,054,000,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	7,054,000,000口
分配可能額	F（C×D/E）	17,235,401円
1万口当たり分配可能額	G（F/D）×10,000	24円
1万口当たり分配額	H	18円
収益分配金額	I（H×D）/10,000	12,697,200円

平成23年6月15日における費用控除後の利息等収益16,674,137円（1万口当たり24円）を分配対象額として12,364,200円（1万口当たり18円）を分配金額としております。

当ファンドの利息等収益	A	18,462,341円
経費	B	1,788,204円
費用控除後の利息等収益	C（A-B）	16,674,137円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	6,869,000,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	6,869,000,000口
分配可能額	F（C×D/E）	16,674,137円
1万口当たり分配可能額	G（F/D）×10,000	24円
1万口当たり分配額	H	18円
収益分配金額	I（H×D）/10,000	12,364,200円

＊3 有価証券売買等損益には、受取利息相当額（402,728円）が含まれています。

当特定期間 （自　平成23年 6月16日 至　平成23年12月15日）		
＊1 分配金の計算過程 平成23年9月15日における費用控除後の利息等収益15,972,127円（1万口当たり24円）を分配対象額として11,887,200円（1万口当たり18円）を分配金額としております。		
当ファンドの利息等収益	A	17,750,108円
経費	B	1,777,981円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	15,972,127円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	6,604,000,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	6,604,000,000口
分配可能額	F (C×D/E)	15,972,127円
1万口当たり分配可能額	G (F/D)×10,000	24円
1万口当たり分配額	H	18円
収益分配金額	I (H×D)/10,000	11,887,200円
平成23年12月15日における費用控除後の利息等収益15,585,619円（1万口当たり24円）を分配対象額として11,563,200円（1万口当たり18円）を分配金額としております。		
当ファンドの利息等収益	A	17,260,702円
経費	B	1,675,083円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	15,585,619円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	6,424,000,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	6,424,000,000口
分配可能額	F (C×D/E)	15,585,619円
1万口当たり分配可能額	G (F/D)×10,000	24円
1万口当たり分配額	H	18円
収益分配金額	I (H×D)/10,000	11,563,200円
＊2 有価証券売買等損益には、受取利息相当額（376,638円)が含まれています。		

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、投資銘柄の集中リスクなどの信用リスクを有しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として保有債券の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II．金融商品の時価等に関する事項

	前特定期間末 （平成23年6月15日現在）	当特定期間末 （平成23年12月15日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(1) 有価証券 同左
	(2) デリバティブ取引 ―	(2) デリバティブ取引 ―
	(3) 上記以外の金融商品 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

前特定期間末（平成23年6月15日現在）

売買目的有価証券

種　　類	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
社　　債　　券	△ 347,571,400
合　　計	△ 347,571,400

（注）当特定期間の損益に含まれた評価差額には受取利息相当額（402,728円）が含まれています。

当特定期間末（平成23年12月15日現在）

売買目的有価証券

種　　類	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
社　　債　　券	△　504,284,000
合　　計	△　504,284,000

（注）当特定期間の損益に含まれた評価差額には受取利息相当額（376,638円）が含まれています。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

前特定期間末 （平成23年6月15日現在）	当特定期間末 （平成23年12月15日現在）
一口当たり純資産額　0.5664　円 （一万口当たり純資産額　5,664　円）	一口当たり純資産額　0.4885　円 （一万口当たり純資産額　4,885　円）

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　　柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	JP MORGAN MTN 2013/9/13	6,424,000,000	3,102,149,600	
社債券 小計		6,424,000,000	3,102,149,600	
合　　計		6,424,000,000	3,102,149,600	

（注）評価額には、未収利息相当額（376,638円）が含まれています。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】　2012年１月31日

Ⅰ	資産総額	3,246,991,869円
Ⅱ	負債総額	2,577,078円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,244,414,791円
Ⅳ	発行済口数	6,302,000,000口
Ⅴ	１口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0.5148円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

a．資本金の額（2012年１月末現在）

資本金　　４億5,000万円

発行株式総数　　50,000 株

発行済株式総数　　9,000 株

株式　記名式・額面 100,000 円

（最近５年間における資本金の額の増減）

2009年６月30日に４億5,000万円の増資

2010年２月５日に４億5,000万円の減資

b．委託会社等の機構（2012年１月末現在）

(1) ３名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役１名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしない時もしくは議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の１週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

① 運用部が独自に行う調査およびBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。

② 運用部のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

③ 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

④ 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2012年１月末現

在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	65	2,102
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	28	575
単位型公社債投資信託	27	537
合計	120	3,215

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

期別		第14期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）	
資産の部			
科目	注記番号	内訳	金額
流動資産			千円
預金			984,014
前払費用			31,700
未収委託者報酬			747,856
未収運用受託報酬			263,979
未収投資助言報酬			137,696
未収収益			716,566
未収入金			143,072
立替金			2,039
流動資産計			3,026,926
固定資産			
有形固定資産	＊1		
建物			143,238
器具備品			3,063
有形固定資産計			146,302
無形固定資産			
ソフトウェア			2,509
のれん			200,428
無形固定資産計			202,938
投資その他の資産			
長期差入保証金			232,505
その他			7,001
投資その他の資産計			239,506
固定資産計			588,747
資産合計			3,615,673

期別		第14期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）	
負債の部			
科目	注記番号	内訳	金額
流動負債			千円
預り金			44,543
未払手数料			439,153
未払委託調査費			253,319
その他未払金			71,016
未払費用			776,465
未払法人税等			22,060
未払消費税等	＊２		7,879
賞与引当金			214,148
役員賞与引当金			48,403
流動負債計			1,876,989
固定負債			
退職給付引当金			359,439
役員退職慰労引当金			142,483
預り敷金保証金			223,121
資産除去債務			51,771
固定負債計			776,815
負債合計			2,653,805
純資産の部			
科目	注記番号	内訳	金額
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			
資本準備金		7,777	
その他資本剰余金		1,907,867	
資本剰余金合計			1,915,644
利益剰余金			
利益準備金		75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△1,479,276	
利益剰余金合計			△1,403,776
株主資本合計			961,868
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			0
評価・換算差額等合計			0
純資産合計			961,868
負債・純資産合計			3,615,673

（２）中間損益計算書

期別		第14期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）	
科目	注記番号	内訳	金額
営業収益			千円
委託者報酬			1,568,879
運用受託報酬			387,920
投資助言報酬			96,946
その他営業収益			623,344
営業収益計			2,677,090
営業費用			
支払手数料			823,751
広告宣伝費			6,132
調査研究費			35,379
委託調査費			310,221
委託計算費			108,693
営業雑経費			23,124
印刷費		20,290	
協会費		2,834	
営業費用計			1,307,302
一般管理費			
給料			600,586
役員報酬		39,416	
給料・手当		561,169	
業務委託費			390,721
交際費			452
旅費交通費			31,086
租税公課			13,003
不動産賃借料			131,826
賞与引当金繰入額			124,717
役員賞与引当金繰入額			43,041
退職金			22,090
退職給付費用			37,683
役員退職慰労引当金繰入額			1,450
固定資産減価償却費	＊1		5,884
のれん償却費			52,285
諸経費			160,829
一般管理費計			1,615,660
営業利益又は営業損失（△）			△245,871
営業外収益			
受取利息			4
営業外収益計			4
営業外費用			
支払利息			162
為替差損			52,635
雑損失			5,060
営業外費用計			57,858
経常利益又は経常損失（△）			△303,725
特別損失			
固定資産除却損			7,197
特別損失計			7,197
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）			△310,923
法人税、住民税及び事業税			1,899
法人税等調整額			－
法人税等合計			1,899
中間純利益又は中間純損失（△）			△312,823

（３）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

第14期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）			
株主資本			
資本金	当期首残高		450,000
	当中間期変動額		―
	当中間期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		7,777
	当中間期変動額		―
	当中間期末残高		7,777
その他資本剰余金	当期首残高		1,907,867
	当中間期変動額		―
	当中間期末残高		1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高		1,915,644
	当中間期変動額		―
	当中間期末残高		1,915,644
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		75,500
	当中間期変動額		―
	当中間期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△1,166,452
	当中間期変動額		
		中間純利益又は中間純損失（△）	△312,823
		当中間期変動額合計	△312,823
	当中間期末残高		△1,479,276
利益剰余金合計	当期首残高		△1,090,952
	当中間期変動額		△312,823
	当中間期末残高		△1,403,776
株主資本合計	当期首残高		1,274,691
	当中間期変動額		△312,823
	当中間期末残高		961,868
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高		0
	当中間期変動額		0
	当中間期末残高		0
純資産合計	当期首残高		1,274,691
	当中間期変動額		△312,823
	当中間期末残高		961,868

重要な会計方針

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウエア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支払に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

第14期中間会計期間 自　平成23年4月　1日 至　平成23年9月30日
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第14期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）
＊１　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物　5,207千円 器具備品　7,911千円 ＊２　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第14期中間会計期間 自　平成23年4月　1日 至　平成23年9月30日
＊１　減価償却実施額 有形固定資産　5,343千円 無形固定資産　477千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	9,000	－	－	9,000

２．配当に関する事項　　該当事項はありません。

（リース取引関係）

第14期中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

１．ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。
２．オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料

１年内	201,667千円
１年超	201,667千円
合 計	403,335千円

（金融商品関係）

第14期中間会計期間末
（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項
平成23年９月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。（単位：千円）

科　目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	984,014	984,014	―
未収委託者報酬	747,856	747,856	―
未収運用受託報酬	263,979	263,979	―
未収投資助言報酬	137,696	137,696	―
未収収益	716,566	716,566	―
未収入金	143,072	143,072	―
長期差入保証金	232,505	229,961	△2,544
資産計	3,225,691	3,223,147	△2,544
未払手数料	439,153	439,153	―
未払委託調査費	253,319	253,319	―
その他未払金	71,016	71,016	―
未払費用	776,465	776,465	―
預り敷金保証金	223,121	220,577	△2,544
負債計	1,763,075	1,760,531	△2,544

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項
(1) 預金
預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益
これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(3) 未収入金
これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(4) 長期差入保証金，預り敷金保証金
長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。
(5) 未払手数料、未払委託調査費
これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(6) その他未払金、未払費用
これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
（注2）金銭債権の償還予定額

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
預 金	984,014	―	―	―
未収委託者報酬	747,856	―	―	―
未収運用受託報酬	263,979	―	―	―
未収投資助言報酬	137,696	―	―	―

未収収益	716,566	―	―	―
未収入金	143,072	―	―	―
長期差入保証金	―	232,505	―	―

（有価証券関係）

第14期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第14期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第14期中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円
時の経過による調整額	63千円
当中間会計期間末残高	51,771千円

（セグメント情報等）

第14期中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,568,879	484,866	623,344	2,677,090

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
1,954,223	318,856	225,396	178,615	2,677,090

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	390,517	なし
ＢＮＰパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	318,856	なし

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第14期中間会計期間 自　平成23年4月　1日 至　平成23年9月30日
●1株当たり純資産額　106,874円 ●1株当たり中間純損失　34,758円 1株当たり中間純損失の算定上の基礎 中間損益計算書上の中間純損失　312,823千円 普通株式に係る中間純損失　312,823千円 普通株主に帰属しない金額　－ 期中平均株式数　普通株式 9,000 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。また、第14期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第12期 （平成22年3月31日現在）		第13期 （平成23年3月31日現在）	
資産の部					
科 目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	＊２		650,883		1,097,456
前払費用			21,476		40,611
未収委託者報酬			630,040		1,068,576
未収運用受託報酬			79,709		269,440
未収投資助言報酬			68,017		66,031
未収収益			16,185		1,011,320
未収入金			8,019		9,158
立替金			－		16,666
未収消費税等			－		2,550
貸倒引当金			－		△ 18,954
流動資産計			1,474,334		3,562,858
固定資産					
有形固定資産			96,126		121,782
建物	＊１	93,220		118,534	
器具備品	＊１	2,905		3,248	
無形固定資産			2,288		257,758
ソフトウェア		1,163		2,752	
のれん		－		252,714	
その他		1,124		2,291	
投資その他の資産			157,154		379,872
長期差入保証金		151,154		372,871	
その他		6,000		7,000	
固定資産計			255,568		759,412
資産合計			1,729,903		4,322,270

期別		第12期 （平成22年3月31日現在）		第13期 （平成23年3月31日現在）	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			78,131		179,435
未払金			544,232		1,021,798
未払手数料		313,366		675,141	
未払委託調査費		196,124		313,612	
その他未払金		34,742		33,045	
未払費用			57,143		723,575
未払法人税等			3,895		15,855
賞与引当金			41,815		90,353
役員賞与引当金			5,179		11,222
関係会社借入金	＊２		―		300,000
流動負債計			730,397		2,342,235
固定負債					
退職給付引当金			347,596		482,224
役員退職慰労引当金			10,050		―
預り敷金保証金			―		223,121
固定負債計			357,646		705,345
負債合計			1,088,043		3,047,579
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			457,777		1,915,644
資本準備金		7,777		7,777	
その他資本剰余金		450,000		1,907,867	
利益剰余金			△265,918		△1,090,952
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△341,418		△1,166,452	
株主資本合計			641,859		1,274,691
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			―		0
評価・換算差額等合計			―		0
純資産合計			641,859		1,274,691
負債・純資産合計			1,729,903		4,322,270

（２）【損益計算書】

期別		第12期 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,287,627		3,804,714
運用受託報酬			228,150		644,089
投資助言報酬			214,404		164,216
その他営業収益			63,660		1,172,399
営業収益計			2,793,843		5,785,419
営業費用					
支払手数料			1,058,102		2,057,927
広告宣伝費			7,306		26,297
調査研究費			51,923		89,765
委託調査費			513,358		719,478
委託計算費			97,072		348,430
営業雑経費			53,136		88,685
印刷費		49,900		83,216	
協会費		3,235		5,468	
営業費用計			1,780,901		3,330,584
一般管理費					
給料			825,549		1,363,746
役員報酬		72,320		116,319	
給料・手当		605,972		1,109,432	
賞与		147,256		137,995	
業務委託費			105,244		279,364
交際費			549		3,077
旅費交通費			16,160		51,306
事業税			5,135		15,767
租税公課			8,132		11,443
不動産賃借料			211,357		225,073
賞与引当金繰入額			41,815		76,142
役員賞与引当金繰入額			5,179		11,222
退職金			—		19,929
退職給付費用			55,464		103,207
役員退職慰労金			3,594		4,203
役員退職慰労引当金繰入額			10,050		—
固定資産減価償却費			10,613		13,021
のれん償却費			—		78,428
諸経費			70,134		217,815
一般管理費計			1,368,979		2,473,750
営業利益又は営業損失（△）			△356,037		△ 18,915

期別		第12期 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益					
受取利息	＊1	562		222	
受取違約金		13,026		―	
為替差益		―		51,460	
雑益		2,189		12,174	
営業外収益計			15,778		63,858
営業外費用					
支払利息	＊1	―		1,490	
雑損失		208		3,968	
営業外費用計			208		5,458
経常利益又は経常損失（△）			△340,468		39,484
特別損失					
固定資産除却損			―		397
過年度賞与引当金繰入不足額			―		14,211
特別損失計			―		14,609
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			△340,468		24,875
法人税、住民税及び事業税		950		3,982	
法人税等調整額		―	950	353,209	357,191
当期純利益又は当期純損失（△）			△341,418		△332,316

（３）【株主資本等変動計算書】

第12期
自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日

（単位：千円）

株主資本			
資本金	前期末残高		450,000
	当期変動額	新株の発行	450,000
		その他資本剰余金へ振替	△450,000
	当期変動額合計		―
	当期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		37,000
	当期変動額	新株の発行	315,000
		その他利益剰余金へ振替	△344,223
	当期変動額合計		△29,223
	当期末残高		7,777
その他資本剰余金	前期末残高		200
	当期変動額	その他利益剰余金へ振替	△200
		資本金から振替	450,000
	当期変動額合計		449,800
	当期末残高		450,000
資本剰余金合計	前期末残高		37,200
	当期変動額		420,577
	当期末残高		457,777
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		75,500
	当期変動額		―
	当期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		△344,423
	当期変動額	剰余金の配当	―
		資本剰余金から振替	344,423
		当期純損失	△341,418
	当期変動額合計		3,005
	当期末残高		△341,418
利益剰余金合計	前期末残高		△268,923
	当期変動額		3,005
	当期末残高		△265,918
株主資本合計	前期末残高		218,277
	当期変動額		423,582
	当期末残高		641,859
純資産合計	前期末残高		218,277
	当期変動額		423,582
	当期末残高		641,859

第13期
自　平成22年4月　1日
至　平成23年3月31日

（単位：千円）

株主資本			
資本金	前期末残高		450,000
	当期変動額		—
	当期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		7,777
	当期変動額		—
	当期末残高		7,777
その他資本剰余金	前期末残高		450,000
	当期変動額	企業結合による増加	1,457,867
	当期変動額合計		1,457,867
	当期末残高		1,907,867
資本剰余金合計	前期末残高		457,777
	当期変動額		1,457,867
	当期末残高		1,915,644
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		75,500
	当期変動額		—
	当期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		△341,418
	当期変動額	企業結合による増加	△492,718
		当期純損失	△332,316
		当期変動額合計	△825,034
	当期末残高		△1,166,452
利益剰余金合計	前期末残高		△265,918
	当期変動額		△825,034
	当期末残高		△1,090,952
株主資本合計	前期末残高		641,859
	当期変動額		632,832
	当期末残高		1,274,691
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高		—
	当期変動額		0
	当期末残高		0
純資産合計	前期末残高		641,859
	当期変動額		632,832
	当期末残高		1,274,691

重要な会計方針

期別 項目	第12期 自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日	第13期 自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの ― 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては５年間の期間均等償却によっております。
３．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左

期別 項目	第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	―	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第12期 自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日	第13期 自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日
―	（企業結合に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。 （資産除去債務に関する会計基準） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。これに伴う営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）	第13期 （平成23年3月31日現在）
＊１　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物　21,080千円 器具備品　8,009千円 ＊２　関係会社項目 預金　449,400千円	＊１　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物　31,845千円 器具備品　8,567千円 ＊２　関係会社項目 預金　1,073,099千円 関係会社借入金　300,000千円

（損益計算書関係）

第12期 自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日	第13期 自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日
＊１　関係会社取引項目 受取利息　470千円	＊１　関係会社取引項目 支払利息　1,490千円

（株主資本等変動計算書関係）

第12期
自　平成21年4月　1日
至　平成22年3月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	4,500	4,500	－	9,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当り配当額（円）	基準日	効力発生日
－	－	－	－	－	－

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

－

第13期
自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	9,000	―	―	9,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当り配当額（円）	基準日	効力発生日
―	―	―	―	―	―

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

―

（リース取引関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。
(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。	(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 １年内 139,855千円 １年超 221,437千円 合 計 361,292千円	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 １年内 259,940千円 １年超 302,501千円 合 計 562,442千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

第12期 自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク 営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。 ③流動性リスク 当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第12期
（平成22年3月31日現在）

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科　目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	―
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	―
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	―
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	―
負債計	509,490	509,490	―

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
預金	650,883	―	―	―
未収委託者報酬	630,040	―	―	―
長期差入保証金	―	151,154	―	―

追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しております。

１．金融商品の状況に関する事項

第13期 自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。 デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。 未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。 未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。 関係会社借入金は、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク 営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。 ③流動性リスク 当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第13期
（平成23年3月31日現在）

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科　目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	－
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	－
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金（＊１）	△ 18,954		
	250,486	250,486	－
未収投資助言報酬	66,031	66,031	－
未収収益	1,011,320	1,011,320	－
未収入金	9,158	9,158	－
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	－
未払委託調査費	313,612	313,612	－
その他未払金	33,045	33,045	－
未払費用	723,575	723,575	－
関係会社借入金	300,000	300,000	－
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

（＊１）未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	―	―	―
未収委託者報酬	1,068,576	―	―	―
未収運用受託報酬	269,440	―	―	―
未収投資助言報酬	66,031	―	―	―
未収収益	1,011,320	―	―	―
未収入金	9,158	―	―	―
長期差入保証金	140,234	232,637	―	―

（有価証券関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）	第13期 （平成23年3月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第12期 自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日	第13期 自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第12期 自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日	第13期 自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 （1）退職給付債務　347,596千円 （2）退職給付引当金　347,596千円 ３．退職給付費用 勤務費用　55,464千円	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 （1）退職給付債務　482,224千円 （2）退職給付引当金　482,224千円 ３．退職給付費用 勤務費用　103,207千円

（税効果会計関係）

第12期 自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日	第13期 自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）

繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	141,437	退職給付引当金超過額	196,217
賞与引当金	19,121	賞与引当金	58,973
役員退職慰労引当金超過額	4,089	未払費用	258,982
未払費用	4,014	税務上の営業権計上額	608,298
その他	3,963	その他	9,332
繰越欠損金	206,460	繰越欠損金	1,691,188
繰延税金資産小計	379,084	繰延税金資産小計	2,822,993
評価性引当金	△ 379,084	評価性引当金	△ 2,822,993
繰延税金資産合計	－	繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	－	繰延税金負債	－
繰延税金資産の純額	－	繰延税金資産の純額	－

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。

（企業結合等関係）

第12期 自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日	第13期 自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日
該当ありません。	（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年５月12日付で合併契約を締結し、平成22年５月12日に開催した取締役会の承認をもって、平成22年７月１日に合併いたしました。 (1) 企業結合の概要 １）結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 ２）　企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 ３）　企業結合後の名称 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新商号：ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）

第12期 自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日	第13期 自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日
	４）　取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ　アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ　アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2）実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

（資産除去債務関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
―	当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。

（セグメント情報等）

第13期
自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
4,458,536	731,661	277,934	317,288	5,785,419

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ ブラジル株式オープン	1,056,553	なし
BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661	なし

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）
当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年３月21日）を適用しております。

（関連当事者関係）

１．関連当事者との取引

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注１）	－	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント ブラジル	Commissao de Valores Mobiliarios	2,369百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注２）	331,610	未払委託調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注２）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

２．親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ （非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ （ユーロネクスト・パリに上場）

第13期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注１）	―	預金	1,073,099
							資金の借入（注１）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント ブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor,São Paulo. SP. Brazil. CEP nº 04543－906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注２）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL－5826 Howald－Hesperange	３百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注３）	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入（注３）	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払（注３）	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内１－９－１	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注３）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注２）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

（注３）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注４）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ （非上場）
ビー・エヌ・ピー・パリバ （ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第12期 自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日		第13期 自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日	
１株当たり純資産	71,317円	１株当たり純資産	141,632円
１株当たり当期純損失	43,272円	１株当たり当期純損失	36,924円
損益計算書上の当期純損失	341,418千円	損益計算書上の当期純損失	332,316千円
１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	341,418千円	１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	332,316千円
差額	―	差額	―
期中平均株式数・普通株式	7,890株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年５月12日付で吸収合併契約を締結しております。 (1) 企業結合の概要 １）結合当事企業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要 営業収益 3,618,439千円 当期純損失 96,515千円 総資産額 3,661,567千円 総負債額 1,838,461千円 純資産額 1,823,106千円 従業員数 59名 ２）企業結合日 合併効力発生日については、平成22年７月１日を予定しております。 ３）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併	該当ありません。

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
４）企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 ５）取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。	

次へ

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名　　称：みずほ信託銀行株式会社

② 資本金の額：247,369百万円（2011年９月末現在）

③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名　　称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（2011年９月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名　　称	②資本金の額 （2011年９月末現在）	③事業の内容
株式会社みずほ銀行	700,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営みます。

(3) 投資顧問会社

① 名　　称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス

② 資本金の額：2011年12月末現在、64百万ユーロ

③ 事業の内容：フランス籍の会社であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱い、信託契約の一部解約・買取りに関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドに関して、情報の提供および運用の助言等を行います。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社および投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

第３【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間において以下の書類を提出しております。

2011年６月16日　臨時報告書

2011年８月31日　有価証券報告書

2011年９月16日　臨時報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年２月１日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　男澤　顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインカムスターファンド・ハイパー６の平成23年６月16日から平成23年12月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インカムスターファンド・ハイパー６の平成23年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(※)１.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２.財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成23年６月24日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　　男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（当期中間）へ

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月21日

ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年６月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年５月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。